

主な施策

	3月の対応（緊急事態宣言期間中）
役員会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> 開催予定の会議体は、延期が可能なものは延期する。 やむを得ず開催の場合は、原則 MS-Teams による WEB 会議で実施する。 懇親会は原則禁止とする。
研修会・イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> <u>・集合型研修（会議室参加）は中止とし、リモート研修のみの開催とする。</u> イベントは、原則開催しない。 懇親会は原則禁止とする。
外部大規模イベント	<ul style="list-style-type: none"> 外部大規模イベントへの参加は、原則禁止とする。
外部関係者との懇親・会食	<ul style="list-style-type: none"> 原則禁止とする。
国内外の出張・旅行及び移動（プライベート含む）	<ul style="list-style-type: none"> 海外出張は、不急の場合は見合わせる。 国内出張は、必要性や地域の感染状況に応じて判断する（緊急事態宣言対象地域への出張、同地域からの出張は見合わせる）。 プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行を含む国内の移動も可能な限り自粛する。
職員の勤務	<ul style="list-style-type: none"> <u>・原則、全職員在宅勤務とする。</u> 在宅勤務が出来ない業務は必須業務に絞り、原則、当該職員1名のみでの出勤とする。 在宅勤務を行うに当たっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
事務局窓口対応等	<ul style="list-style-type: none"> <u>・緊急事態宣言発出延長に伴い、3月21日（日）まで完全事務所閉鎖とする。</u> <u>・来会対応不可とし、メール対応を基本とする。</u>